　七尾市里山里海キッチン条例施行規則をここに公布する。

　　令和　　年　　月　　日

七尾市長

七尾市規則第　　号

　　　七尾市里山里海キッチン条例施行規則

　（趣旨）

第１条　この規則は、七尾市里山里海キッチン条例（令和３年七尾市条例第２９号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

　（利用許可の申請）

第２条　七尾市里山里海キッチン（以下「キッチン」という。）　を利用しようとする者は、条例第４条の規定により、七尾市里山里海キッチン利用許可申請書（様式第１号。以下「利用許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

　（申請の時期）

第３条　前条に規定する申請は、利用する日（以下「利用日」という。）の３０日前までにしなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

２　[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の申請は、利用日の６月前の日から受け付けるものとする。

　（利用の許可）

第４条　市長は、第２条の利用許可申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、管理上必要な条件を付して、七尾市里山里海キッチン利用許可書（様式第２号。以下「利用許可書」という。）を交付する。

　（利用の変更又は取消し）

第５条　利用許可書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が、許可された内容を変更するときは七尾市里山里海キッチン利用変更申請書（様式第３号。以下「利用変更申請書」という。）を、利用を取りやめようとするときは七尾市里山里海キッチン利用取消申請書（様式第４号。以下「利用取消申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の利用変更申請書又は利用取消申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、管理上必要な条件を付して、七尾市里山里海キッチン利用変更許可書（様式第５号）又は七尾市里山里海キッチン利用取消許可書（様式第６号）を交付する。この場合において、変更によって使用料に不足が生じたときは、利用者は、遅滞なく不足額を納付しなければならない。

　（使用料の減免）

第６条　条例第５条第２項の規定により、里山里海キッチン使用料を減免する場合は、次のとおりとし、七尾市里山里海キッチン使用料減免申請書（様式第７号。以下「使用料減免申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

　(1)　市若しくは七尾市教育委員会が直接又は共催して利用するとき　全額免除

　(2)　市若しくは七尾市教育委員会が後援して、公益上利用するとき　半額免除

　(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき　減額又は免除

２　市長は、前項の使用料減免申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、七尾市里山里海キッチン使用料減免通知書（様式第８号）を交付する。

　（使用料の還付）

第７条　条例第６条の規定による使用料の還付の区分は、次のとおりとする。

　(1)　条例第６条第１号に該当したとき　全額

　(2)　条例第６条第２号に該当したとき　半額

　(3)　前２号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めたとき　半額以内

２　前項の規定による使用料の還付を受けようとする者は、七尾市里山里海キッチン使用料還付申請書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の申請書を受理し、使用料の還付を決定したときは、七尾市里山里海キッチン使用料還付決定通知書（様式第１０号）により通知するものとする。

　（利用者の遵守事項）

第８条　条例第４条第１項の許可を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

　(1)　所定の場所以外で飲食、喫煙又は火気の使用をしないこと。

　(2)　許可なくして物品を販売しないこと。

　(3)　許可なくして館内にはり紙、釘打ち等をしないこと。

　(4)　他人の迷惑となる行為をしないこと。

　(5)　前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる行為をしないこと。

　（損傷又は滅失の届出）

第９条　条例第１０条の規定により、施設等を損傷し、又は滅失したときは、七尾市里山里海キッチン施設等損傷・滅失届（様式第１１号）を市長に提出しなければならない。

　（指定管理者による管理）

第１０条　条例第８条第１項の規定により、キッチンの管理を指定管理者に行わせる場合は、第２条から第５条まで及び様式第１号から第６号までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

２　条例第９条第１項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、第６条、第７条及び様式第７号から１０号までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

　（その他）

第１１条　この規則に定めるもののほか、キッチンの管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この規則は、令和３年８月１日から施行する。